

単価契約（郵便による見積合せ）実施要領

1 見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称	枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託
発注番号	01GAY-10
入札方式	見積合せ
契約方式	単価契約
申請書・見積書等郵送締切日	令和2年2月10日
見積合せ執行日時／場所	令和2年2月14日 午後2時00分 枚方市役所 本館3階 第3会議室
履行期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
施行場所	枚方市指定場所
発注者	枚方市市長

予定価格及び最低制限価格

予定価格 設定あり（事後公表）

最低制限価格 設定なし

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含む。また、小数点以下の端数がある場合は切捨て。

業務概要

生活保護受給者に対する自立支援カウンセリング及び求人開拓等に関する業務

(詳細は、別紙仕様書参照のこと)

業種

その他委託

支払条件

毎月出来高払い

設計図書

設計図書（仕様書等）は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）からダウンロードすること。

参加申請書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

※ 単価契約（郵便による見積合せ）参加申請書

専用封筒配布場所

枚方市財務部契約課（枚方市役所 本館3階）にて配布。

質疑メール締切期限

令和2年1月31日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

回答日時等

令和2年2月4日 午後1時00分より 枚方市ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

発注条件

【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者

【登録業種】

本市において、委託業務（その他委託）で登録している者であること。

【元請実績】

生活保護受給者に対する自立支援カウンセリング及び求人開拓等に関する業務の元請実績を有すること。

【配置予定業務責任者】

直接雇用する業務責任者を配置すること。

【その他の条件】

- 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を有していること。
- 見積書郵送締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- 見積書郵送締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- 見積書郵送締切日において、営業停止中でないこと。
- 入札締切日において、本市に「社会保険加入状況申出書」を不備無く提出していること。
- その他、本仕様の内容を充足すること。

見積書

枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

（見積書作成に係る注意事項）

- 見積書の金額（単価・金額・総合計）は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。
- 見積書にある各項目の単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、総合計金額を算出すること。

決定方法

各項目の単価（税込）の最も低い者を落札候補者とする。ただし、各項目の単価が予定価格（単価）の制限の範囲を上回った場合は、金額の最も低い者から順番に協議を行い、予定価格（単価）の制限内となった者を落札候補者とする。

上記決定方法により落札候補最上位者となった者は、本市の指定する日時までに下記の「開札後提出書類」を契約課へ提出すること。

（提出がない場合又は参加条件及び本業務仕様書の内容を満たしていない場合は、落札者と認めない。またこの場合、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、同様の審査を行う。）

開札後提出書類（落札候補者のみ）

1. 配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し、雇用保険被保険者証の写しのいずれか）
2. 発注条件である職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を受けていることを証する書類（許可証の写し）
3. 発注条件である元請実績を証する書類（契約書原本とその写し、設計書、仕様書等業務内容を示すもの）
4. その他、落札候補者に対し本市が指定する書類

参加業者及び立会人公表日

令和2年2月13日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表。

※公表時に「立会人」と表示された者は、原則、見積合せ日時に指定場所へお越しください。

立会いに代表者以外の方が来られる場合は、立会人委任状（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）を持参して下さい。

2 見積合せ

- (1) 見積書には、金額（各見積り単価）、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 見積書は、入札書封筒（青色）に入れ、封緘すること。見積書の日付については、公表日から開札日までを有効とする
- (3) 入札書封筒（青色）の表面に、入札日（見積合せ日）、発注番号及び件名を、裏面に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、届け出た使用印鑑で押印（裏面割印）すること。
- (4) 封筒の郵送について
 - ア 見積書を封緘した入札書封筒（青色）を入札書在中封筒（緑色）に入れること。
 - イ 参加申請書とその他本市が指定する見積合せ参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）に入れること。参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
 - ウ 緑色とオレンジ色の封筒裏面の発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び電話番号を記入すること。（入札書在中封筒の差出人の下の余白には業者登録番号も記入）
 - エ 入札書在中封筒（緑色）及び入札参加申請書類在中封筒（オレンジ色）をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、見積合せが終わるまで差出控えを保管すること。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 見積合せ参加資格の審査は、申請書・見積書等郵送締切後に行うものとする。

3 見積り方法等

- (1) 見積合せ参加者は、郵便により見積りを行うこと。指定された郵送方法によらない見積りは受け付けない。
- (2) 見積合せは、複数の職員が行うものとする。
- (3) 見積合せ参加資格の審査により見積りを認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、見積合せの参加資格を有しないことが明らかになった者は落札者としない。

4 契約の締結

契約書は、本市所定のものを使用する。

5 契約を締結しない場合

申請書・見積書等郵送締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。

- (3) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- (4) 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- (5) 業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) この公告に示した見積合せ参加に関する諸条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした見積り
- (2) 枚方市契約規則に規定する入札無効要件中、入札を見積りと読み替えた場合にこれに該当する見積り
- (3) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
- (4) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒(入札参加申請書類在中封筒を任意の封筒に貼り付けた場合を含む。)以外の封筒で郵送された場合
- (5) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 見積書及び入札書封筒に届出のある使用印鑑が押印されていなかった場合
- (7) 一通の封筒に複数の見積書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に参加申請書その他必要書類が同封されていなかった場合
- (9) 入札書封筒、入札書在中封筒、及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかった場合
- (12) その他見積合せに関する条件に違反した者の見積り

7 見積合せ参加者名の公表

見積合せ参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の指名表示も行う。

※ 第三者を介し、見積合せ参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。
当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

8 一括再委託等の禁止について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け合せようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

9 談合その他不正行為の対応について

本見積合せについて、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

10 秘密の保持について

- ・受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

11 その他

- (1) 見積者又は見積の参加資格の審査により当該見積合せの参加を認められたものが 2 人に満たないときは、見積合せを中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する見積合せについては、この限りではない。
- (2) 不正な見積りが行われるおそれがあると認めるときは、無効の見積書についても開札するものとする。
- (3) 発注者が枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者）である場合は、上記太枠外の説明に

において「枚方市」は「枚方市上下水道局（市立ひらかた病院）」、「枚方市長」は「枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者）」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例（市立ひらかた病院契約規程）」と読み替えるものとする。

12 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市財務部契約課（枚方市役所本館3階） 電話（072）841-1345